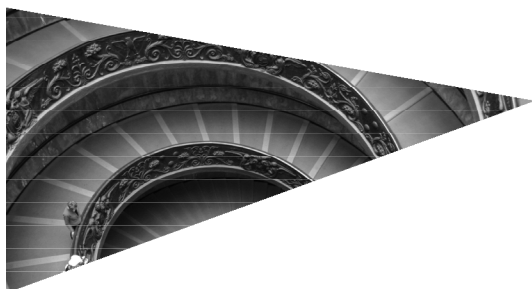


Japan Business Services

The Netherlands



JBS Newsletter

オランダ税制アップデート： オランダ連結納税制度に関する最新動向

オランダの連結納税制度では、一定の条件を満たす場合、「財務上の連結体 (fiscal unity)」を通じたオランダ国内企業間の損益の相殺を認めています。また、親会社がオランダ国外(他の EU 加盟国内)に所在する場合には、オランダの連結納税制度では、一般的に「財務上の連結体」形成を認めていません。本ニュースレターでは、このオランダの連結納税制度に関するオランダ地方裁判所、及び欧州委員会(EC)の最新動向についてご紹介いたします。

1. Haarlem 地方裁判所による決定

前述の通り、オランダの連結納税制度の適用を受けるためには、いくつかの要件を満たす必要があります。主要なものとして (1) 親会社が子会社に対し、95%以上の法的、及び経済的所有権(直接又は間接)を有すること、(2) 間接所有の場合、一連の株式保有者がオランダの居住者であること等が挙げられます。これに関して 2011 年 6 月 9 日にオランダ Haarlem 地方裁判所は、オランダに親会社が所在し、他の EU 加盟国内に所在するグループ子会社(当該判例においては、ドイツ所在)を通じてオランダの(孫)会社を保有する場合、当該親会社とオランダ(孫)会社は、オランダの税務上「財務上の連結体」を形成し、連結納税を行なうことが可能との判決を下しました。

同裁判において、企業側はオランダ親会社とドイツに所在するグループ会社を通じて保有するオランダ(孫)会社との連結納税を認めないことは、EU 法が規定する「営業地選択の自由(freedom of establishment)」に反すると議論しました。地方裁は、企業側の議論に基本的に同意しながらも、オランダの税務上当該ケースにおいて連結納税を認めると、同一損失の所得控除を二重に認める(例: 当該中間会社を清算した場合等)可能性がある点について懸念を示しました。この点について地方裁は、納税者(企業)が損失の所得控除を二重に行なっていない事実を証明する機会も与えられないまま、無条件に連結納税を認めないと判断することは EU 法に反するとの見解を示し、納税者の主張を認める判決を下しました。同決定に対しオランダ財務大臣は控訴を行うとみられています。



2. 欧州委員会の最新動向

2011年6月8日、欧州委員会はオランダに対し、連結納税制度上、親会社がオランダ以外の他のEU加盟国内に所在する場合のオランダ子会社同士による「財務上の連結体」形成を認めない点について「営業地選択の自由(freedom of establishment)」に反するとして、改定を促しました。オランダは回答までに2ヶ月の期間が与えられ、十分な回答がない場合には、欧州委員会はオランダを欧州司法裁判所に提訴するとしています。

3. 留意点と今後の見通し

連結納税制度の適用が可能となると、連結納税適用グループ会社間の損益の相殺が可能になり、また、適用グループ会社間の取引は課税対象外となる等のメリットを享受することが可能となります。オランダに拠点を複数持つ企業は今後、連結納税制度の適用基準の緩和が予測されますので、最新の動向に留意が必要となります。

本文記事に関するご質問、ご不明点等ございましたら、下記担当者までご連絡をいただければ幸いです。

Japan Business Services Contacts

富永 英樹 Partner, JBS	+31 (0)88 4071723 hideki.tominaga@nl.ey.com
谷津 剛 Senior Manager, JBS/TP&TESCM	+31 (0) 88 4071649 takeshi.yatsu@nl.ey.com
Dick Hoogenberg Partner, Tax	+31 (0)88 4071419 dick.hoogenberg@nl.ey.com
Lenneke van Dijk Executive Director, Tax	+31 (0)88 4071393 lenneke.van.dijk@nl.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About Ernst & Young

Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 130,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve potential.

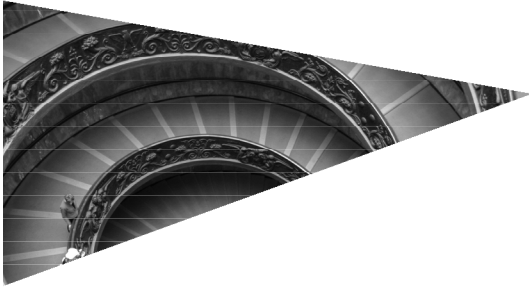
For more information, please visit www.ey.nl or www.ey.com.

Ernst & Young refers to the global organization of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients.

Ernst & Young, Antonio Vivaldistraat 150 1083HP Amsterdam,

© Ernst & Young 2011. Published in the Netherlands All Rights Reserved.

Information in this publication is intended to provide only a general outline of the subjects covered. It should neither be regarded as comprehensive nor sufficient for making decisions, nor should it be used in place of professional advice. Ernst & Young accepts no responsibility for any loss arising from any action taken or not taken by anyone using this material.



JBS Newsletter

移転価格: 欧州における移転価格文書化の動向

1. はじめに

昨今の経済情勢の悪化に伴い、オランダをはじめ欧州主要国では、移転価格税制の執行が強化される傾向にあります。各国の移転価格税務調査において税務調査官から最初に提出が求められる資料の一つに移転価格文書があります。本稿では、移転価格文書の作成に関する最新の動向について報告します。

2. 移転価格ドキュメンテーションとは

移転価格ドキュメンテーションとは、国外関連取引が独立企業間価格で行われていることを証明する証拠資料、すなわち移転価格文書を作成、保存することをいいます。現在、30 以上の国(地域を含む)において、移転価格文書化が義務付けられています。

欧州各国でも、近年、急速に移転価格文書化に対する要求が厳しくなっており、オランダをはじめ 15 以上の国において、移転価格文書化が実質的に^{※1} 義務付けられています。これら移転価格文書化が義務付けられている国では、税務申告時、または税務当局の求めに応じて、企業は移転価格文書を提出する必要があります。

税務当局に対して自らの移転価格が適正性を文書で示すことで、移転価格税務調査を受けるリスクを軽減できます。また、仮に移転価格税務調査を受けた場合でも、税務当局との議論の基点を、移転価格文書を通じて提供することで、企業側の主張を事前に準備することが可能となります。この点において、移転価格文書の整備は、移転価格リスク管理の有効な手段の一つとして考えられます。

3. 移転価格ドキュメンテーションの課題

移転価格文書の整備は、それぞれの国においてコンプライアンス義務を果たす



とともに、税務当局に対する有効な移転価格リスク対応策^{※2}としての役割を担っています。一方、例えば欧州に進出している、数多くの国に拠点を置く多国籍企業では、次のような問題を抱える場合があります。

- ▶ 移転価格文書化が義務付けられている国の現地子会社が、独自に移転価格文書の整備を行っているため、本社や地域統括会社において、その内容などが十分に把握できない。
- ▶ 国外関連者ごとに作成する移転価格文書によって、各関連者の機能、リスクや、国外関連取引の整理方法が異なるなど、グループとして一貫性や整合性に欠けている場合がある。また、一方の国の法人のみをサポートする一面的な内容となっているため、他方の国における移転価格リスクを考慮しない内容になっている。
- ▶ 国外関連者ごとに移転価格文書を個別作成しているため、グループ全体での移転価格文書の作成を含めた、移転価格対応に係るコストが増加している。

このような問題の解決策の一つとして、近年、欧州ではマスターファイル・アプローチによる移転価格文書の整備を行う企業が増加しています。

4. マスターファイル・アプローチ

マスターファイル・アプローチとは、国外関連者ごとに移転価格文書を作成するのではなく、可能な限り、拠点を置く全ての国における作成基準を満たす、標準的な移転価格文書(マスターファイル)を作成する手法です。マスターファイルでカバーされない各国特有の作成基準については、補足として別途、各国の基準に対応した追加項目および分析を加えることにより、効率的かつグループとして一貫性を有する移転価格文書の作成を行います。

マスターファイル・アプローチでは、一般的に本社や地域統括会社に移転価格文書の作成を主導するため、グループ全体の移転価格の状況や、リスクの所在などについて、包括的な把握が可能となります。さらに、全ての国外関連取引に関し、各国外関連者の機能やリスク、資産の状況などについて、共通の認識に基づき、各拠点の所在地国における移転価格の観点を考慮した上で、一貫した分析を行うため、グループ内で統一的な移転価格方針の策定や、システムの構築、さらには戦略的な移転価格リスク管理が可能となります。また、マスターファイル・アプローチは、可能な限り、重複する部分を排除して効率化を図るため、各国におけるコンプライアンス・コストが大幅に削減されるメリットが期待されます。

5. おわりに

平成 22 年度税制改正以降、推定課税規定において提出が求められる資料の範囲が明確化された影響を受け、日本でも移転価格文書化を行う企業が増加しています。また、近年の経済環境の変化に対応すべく、現地子会社における既存の移転価格文書の更新を検討している企業も数多くあります。各国における移転価格税制の執行強化により、質的に高いレベルの移転価格文書化が要求される近年、グループベースでの高いコスト削減効果と、移転価格リスク管理の効果向上をもたらす、マスターファイル・アプローチを採用する企業は、今後も増加することが予想されます。

注)

※1 例えば、イタリアのように移転価格文書を整備することにより罰則が免除される場合なども、本稿では実質的に文書化導入国ととらえています。

※2 移転価格文書を作成することにより、罰則の軽減、免除などの効果が期待される国もあります。

About Ernst & Young

Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 130,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve potential.

For more information, please visit www.ey.nl or www.ey.com.

Ernst & Young refers to the global organization of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients.

本文記事に関するご質問、ご不明点等ございましたら、下記担当者までご連絡をいただければ幸いです。

Japan Business Services Contacts

富永 英樹 Partner, JBS	+31 (0)88 4071723 hideki.tominaga@nl.ey.com
谷津 剛 Senior Manager, JBS/TP&TESCM	+31 (0) 88 4071649 takeshi.yatsu@nl.ey.com
Jeroen Kuppens Director, TP&TESCM	+31 (0)88 4071656 jeroen.kuppens@nl.ey.com

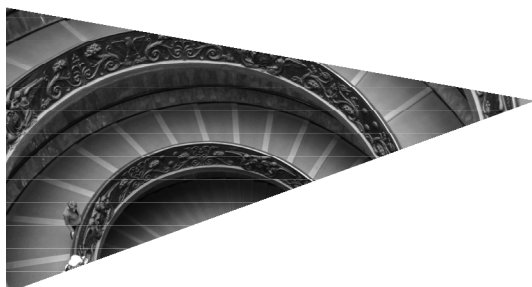
Ernst & Young, Antonio Vivaldistraat 150 1083HP Amsterdam,

© Ernst & Young 2011. Published in the Netherlands All Rights Reserved.

Information in this publication is intended to provide only a general outline of the subjects covered. It should neither be regarded as comprehensive nor sufficient for making decisions, nor should it be used in place of professional advice. Ernst & Young accepts no responsibility for any loss arising from any action taken or not taken by anyone using this material.

Japan Business Services

The Netherlands



JBS Newsletter

国際会計基準:IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同契約」及び IFRS 第 12 号「他の事業体に対する持分の開示」の公表

2011 年 5 月、国際会計基準審議会 (IASB) は新たな国際会計基準として、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同契約」及び IFRS 第 12 号「他の事業体に対する持分の開示」を公表しました。これら新基準により、ジョイントベンチャー (JV) や特別目的事業体等に係る会計基準の変更や、より広範囲の情報開示が求められることとなるため留意が必要になります。以下にその概要をご紹介します。

1. IFRS 第 10 号「連結財務諸表」

IFRS 第 10 号では、連結の要否の判断基準である他の企業に対する「支配」の概念について新たに定義しており、特別目的事業体を含む全ての事業体に適用されます。また、連結手続に関する部分は、現行の IAS 第 27 号の内容をほぼ踏襲しております。当該新基準では、親会社 (「投資企業」) は、以下の要件を満たす場合、子会社 (「被投資企業」) を支配しているとされ、連結対象と判断されます。その要件とは、1) 被投資企業に対する力を有している、2) 被投資企業への関与から生じる変動リターンにさらされている、又は変動リターンに対する権利を有している、3) 投資企業のリターンの金額に影響を及ぼすべく、被投資企業に対する力を行使できる場合です。

従って、例えば 50%未満の (潜在的) 議決権を有する場合においても、投資企業以外の他の投資者が小規模多数である場合は被投資企業に対して「事実上」支配していると判断される場合がありますので留意が必要となります。

2. IFRS 第 11 号「共同契約」

IFRS 第 11 号において、共同契約とは、二者またはそれ以上の当事者が共同支配権を有する契約と定義されています。IFRS 第 11 号では、共同契約は共同営業 (ジョイント・オペレーション) またはジョイントベンチャー (JV) のいず



れかに分類されます。当該分類は、現行の IAS 第 31 号と異なり、契約の法的形態よりも、取決により生じる権利及び義務の性質及び実態に重きを置いて行なわれます。

また、IFRS 第 11 号では、JV に関して持分法による会計処理を要求しており、今後、比例連結は認められなくなります。他方、共同営業に関して、当該共同営業に係る各当事者の資産、負債、収益、及び費用の持分相当額を認識することを要求しています。

3. IFRS 第 12 号「他の事業体に対する持分の開示」

IFRS 第 12 号は、IAS 第 27 号、IAS 第 28 号及び IAS 第 31 号における開示規定を統合し、現行の基準よりも広範囲の情報開示を要求しております。また、IFRS 第 12 号では、上述の支配の有無決定や共同契約の分類の決定に係る前提条件や判断に関する情報も開示することを要求しています。

4. 適用日及び移行措置

これら新基準は、2013 年 1 月 1 日以降開始の事業年度から適用されます。また、早期適用も認められますが、その場合は、全ての新基準を同時に適用する必要があります。また、これらの新基準は原則、遡及的に適用されますが、一部、例外規定も認められています。

IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号、及び IFRS 第 12 号についてのより詳しい情報は以下リンクをご参照ください。

[http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/IFRS_Developments_Issue_1/\\$FILE/IFRS_Developments_Issue_1_GL_IFRS.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/IFRS_Developments_Issue_1/$FILE/IFRS_Developments_Issue_1_GL_IFRS.pdf)

本文記事に関するご質問、ご不明点等ございましたら、下記担当者までご連絡をいただければ幸いです。

Japan Business Services Contacts

富永 英樹 Partner, JBS	+31 (0)88 4071723 hideki.tominaga@nl.ey.com
谷津 剛 Senior Manager, JBS/TP&TESCM	+31 (0) 88 4071649 takeshi.yatsu@nl.ey.com
Bart Korthouwer Senior Manager, Financial Accounting Advisory Services	+31 (0)88 4071584 bart.Korthouwer@nl.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About Ernst & Young

Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 130,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve potential.

For more information, please visit www.ey.nl or www.ey.com.

Ernst & Young refers to the global organization of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients.

Ernst & Young, Antonio Vivaldistraat 150 1083HP Amsterdam,

© Ernst & Young 2011. Published in the Netherlands All Rights Reserved.

Information in this publication is intended to provide only a general outline of the subjects covered. It should neither be regarded as comprehensive nor sufficient for making decisions, nor should it be used in place of professional advice. Ernst & Young accepts no responsibility for any loss arising from any action taken or not taken by anyone using this material.